《第４４回『失敗学懇談会』in大阪
＝失敗学会　大阪分科会＝》

２００６年１１月１８日
会員番号＃８５０
三井化学（株）大阪工場
品質保証G　平松雅伸

《製品安全と消費者保護の仕組み》

（消費者の視点、企業の視点）

1．最近の失敗事例
2．消費者保護の法体系（製造物責任：PL法他）
3．拡大被害の相談状況＆
PL（製造物責任）法での訴訟、相談状況
4．企業での取り組み
5、行政・消費者団体の動向
6．今後の課題・視点

《１．製品安全を巡る失敗事例：拡大被害》
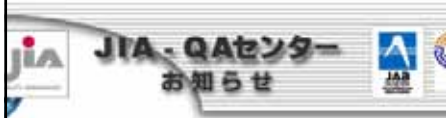
	事例件名	内容	NOTES
①	SONY Li電池	ノートパソコン発火 火災	リコール1000万台
②	パロマ ガス温水器	不完全燃焼：CO発生 死亡：ガス中毒	回収命令
③	松下 ガス温風機	不完全燃焼：CO発生 死亡：ガス中毒	回収命令
④	各社 シュレッダー	幼児が指巻き込まれ、 負傷　指切断	
⑤	三菱ふそう トラック	トラック車輪脱落 母子死傷	PL訴訟： 懲罰的賠償請求 ⇒　地裁否認
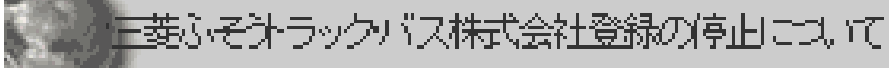
《失敗⑤　三菱ふそう　トラックタイヤ脱落死傷事故》

JIA - QAセンター お知らせ

《三菱ふそう ISO9001の認証取り消し》

三菱ふそうトラック・バス株式会社登録の停止について

三菱ふそうトラック・バス株式会社の登録の停止について

１．ＪＩＡ－ＱＡセンターは、６月１日付けで、三菱ふそうトラック・バス株式会社生産本部のＩＳＯ９００１の認証について、登録維持条件に抵触することから、現在の登録を停止することを決定した。

２．この旨を６月２日に三菱ふそうトラック・バス株式会社生産本部に通知するとともに、現在の登録証の回収及び名刺・パンフレットその他の媒体への登録の引用及びマークの使用等の停止を要請した。
三菱ふそうトラック・バス株式会社生産本部は、これを了承した。

《２．消費者保護の法体系（その１）》

【消費者基本法】（2004 消費者保護基本法を改訂）

- 危害の防止（安全性の確保）
  - 一般：製造物責任法
  - 食品：食品衛生法、農薬取締法、
  - 医薬品等：薬事法、毒物及び劇物取締法他
  - 家庭用品：消費生活用製品安全法他、
  - 電気ガス用品等：電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
  - 自動車等：道路運送車両法、自動車事故対策センター法
  - 建築物等：建築基準法、消防法
- 計量の適正化：計量法
- 規格・表示の適正化：農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律
- 契約の適正化：訪問販売等に関する法律　他
- 啓発活動・教育の推進：国民生活センター法等

《２．消費者保護の法体系（その２）》
＝製造物責任の法体系の全体像・構成＝
事　件
(刑罰)
(損害賠償)
適用
刑法
業務上過失致死傷罪
契約法
製造物責任法
国家賠償法
(特別法)
不法行為法（一般法）
一般条項（民法総則その他）
モラルと常識
会員番号　850
三井化学　平松
第44回失敗学会懇談会
23

製造物責任法(ＰＬ法)の骨子
1995年7月1日施行
目　的：　製造物の欠陥により人の生命、身体、又は財産に係わる被害を生じた場合の製造業者等の損害賠償責任を定め、被害者を保護し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与
内　容
1. 製　造　物　製造又は加工された動産
2. 製造業者等　(1)業として製造、加工又は輸入した者　(以下「製造業者」)
(2)製造業者として表示をした者又は製造業者と誤認させる様な氏名などを表示した者
3. 欠　　陥　当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること
4. 製造物責任　製造、加工、又は輸入した製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害した時は損害を賠償
5. 免責事項　(1)製品引き渡し時点での科学技術水準で欠陥を認識できなかった時
(2)他の製造物の部品又は材料として使用され、欠陥が他の製造物の製造業者の設計により生じ、かつ欠陥発生に過失のないこと。
6. 時　　効　(1)製造物引き渡しの時点から10年間経過した時、但し蓄積損害については、それが生じた時点から起算
(2)被害者が損害及び賠償義務者を知ってから3年間請求のない時
会員番号　850
三井化学　平松
第44回失敗学会懇談会
24

《製造物責任（PL）法のキーワード》
消費者の保護
製品の欠陥
身体・財産への被害
《メーカー・販売者》
《消費者・お客様》
損害賠償
賠償請求
会員番号 850
三井化学 平松
第44回失敗学会懇談会
25

民法：不法行為責任とPL法：製造物責任の比較
《PL法制定以前のPL裁判は、民法による》
不法行為責任（民法709条）
故意又は過失による不法行為責任
製品事故
製品欠陥
かつ
過失
消費者は過失の証明が困難
（カネミライスオイル；PCB、ヒ素ミルク他）
製造業者の責任
損害賠償
PL法（製造物責任法）
製品事故⇒拡大被害
製品欠陥
製品の欠陥責任
消費者は過失の証明が不要
会員番号 850
三井化学 平松
第44回失敗学会懇談会

ＰＬ：製造物責任法の成立時国会付帯決議と関連組織

【国会付帯決議：衆議院、参議院の各商工委員会】

【衆議院／７項目】
①主旨の周知・広報
②血液事業への配慮
③公共・民間の検査・調査研究体制整備
④裁判外の紛争処理体制
⑤中小企業の支援
⑥再発防止へ向け、情報公開
⑦法令での規制、タイムリー化

【参議院／９項目】
①主旨の周知・広報
②公共・民間の検査・調査研究体制整備
③裁判外の紛争処理体制
④再発防止へ向け、情報公開
⑤血液事業への配慮
⑥血液事業への配慮
⑦中小企業の支援
⑧法令での規制、タイムリー化
⑨取扱説明書＆警告表示への指導、消費者への啓蒙

・国民生活センター
・消費生活センター（475ヶ所）

・化学製品ＰＬ相談センター、家電製品ＰＬセンター、自動車製造物責任相談センター、住宅部品相談センター等

http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html
NATIONAL CONSUMER AFFAIRS CENTER of JAPAN
国民生活センター
消費･生活に関するトラブルや対策方法をご紹介しています。
ご注意ください
困った時のヒント
募集・催し物・お知らせ
今週のお勧め情報
会員番号 850
三井化学 平松
第44回失敗学会懇談会
29

http://www.kokusen.go.jp/adr/index.html
ADR
（裁判外紛争解決）
ＡＤＲは、
Alternative Dispute Resolution
の略称で、「裁判外紛争解決」など
と呼ばれています。
身の回りで起こるさまざまな紛争について、裁判を起こすのではなく、当事者（消費者と事業者）以外の第三者に関わってもらいながら解決を図るのが、ＡＤＲです。
このコーナーでは、ＡＤＲによる紛争解決のための活動を行っている機関を「ＡＤＲ機関」と呼んでいます。
「裁判だとお金も時間もかかりすぎるが泣き寝入りはしたくない」「相手と直接交渉していては解決しそうにない」「中立的な専門家にきちんと話を聞いてもらって解決したい」「信頼できる人を選んで解決をお願いしたい」というようなケースは決して少なくありません。そんなときは、ＡＤＲでの解決を考えてみるのもよいでしょう。
会員番号 850
三井化学 平松
第44回失敗学会懇談会
30

1. ADR機関が当事者の一方から申立てを受け付ける
2. ADR機関が相手に連絡を取り、手続に応じるかどうかの回答を得る
2. 相手が手続に応じる
2. 相手が手続に応じない
3. 第三者を選任する
2. 不成立
3. 仲裁合意
5. 第三者による調査など
4. 解決への話し合い（第三者が当事者による話し合いを補助する）
5. 仲裁判断（＝解決）
5. 調停案の提示
6. 解決
6. 不調
会員番号 850
三井化学 平松
第44回失敗学会懇談会
31

《 2006年3月27日版》
化学製品ＰＬ相談センター
トップ
業務案内
月次報告
年次報告
コラム
日化協の関連組織として、設立
相談業務のご案内
相談内容
化学製品に関する事故･苦情の相談、問い合わせ、照会など
※ 一方当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。
※ 特定の商品の成分組成や使用方法等に関するご質問については、当センターではお答えしかねますので、各メーカーにお問い合わせ願います。
相談対象者
どなたでも利用できます。
消費者、消費者団体、消費生活センター、行政、製造会社、商社、物流会社、販売店･小売店、協会･組合、個人営業者、農業･漁業従事者、マスコミ、弁護士、教師、学生など
相談対象製品
あらゆる化学製品（食品は除きます。また、医薬品、化粧品、建材は別に該当のPLセンターがあります）
・日常生活用品
洗剤･洗浄剤、シャンプー、柔軟剤、漂白剤、カビ取り剤、殺虫剤、防虫剤、芳香剤･消臭剤、接着剤、塗料、自動車ワックス、エアゾール製品、食品添加物、農薬、肥料、プラスチック製品など
・企業間で取引される中間原料、汎用化学品
化学薬品、基礎化学品、試薬、産業用プラスチック製品、産業用ゴム製品など
会員番号 850
三井化学 平松
第44回失敗学会懇談会
32

3．製造物責任：拡大被害の相談状況＆ PL（製造物責任）法での訴訟、相談状況

・PL法制定前に予想された、PL法訴訟は少数

・大半は、国民生活センター（消費者相談センター他）での相談、相対交渉で処理

・企業間での発生は多く、PL保険の支払い件数は減少せず。

《3．1）製造物責任： 1995～2005年度までの国民生活センターの相談件数》

製品関連事故に係る相談件数の推移

年度	消費生活相談の総件数	うち製品関連事故に係る相談（注1）件数	うち拡大損害が生じた相談件数	うち各センターで処理済み（注2）の件数
1994（施行前）	234,022	4,261	419	298
1995（施行）	274,076	6,833	1,719	1,378
1996	351,139	8,346	2,503	2,014
1997	400,511	7,922	5,226	4,400
1998	415,347	6,890	4,701	3,973
1999	467,110	7,053	4,716	4,000
2000	547,145	9,462	5,728	4,836
2001	655,899	8,385	5,140	4,363
2002	873,663	10,206	6,471	5,408
2003	1,509,884	8,660	5,406	4,606
2004	1,919,614	8,059	4,692	3,936
2005	1,295,398	9,088	5,055	4,309

・製品関連事故は、８～１０千件で推移

・拡大被害は、５～６割を占める

＊PL訴訟は、PL法制定による大幅増加は発生していない。（裁判外で処理）

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20061006_3.pdf

《3．1）製造物責任：
1995～2005年度までの国民生活センターの相談件数》

（2）拡大損害が生じた相談の内訳

①拡大損害の内訳

拡大損害の内訳は表２のとおりである。

《拡大被害は、人体への損害が8割！》

〔表 2〕 拡大損害の内訳

年度	全体		身体のみ		物品のみ		身体と物品双方	
1997	5, 226	(100. 0)	3, 903	(74. 7)	1, 090	(20. 9)	113	(2. 2)
1998	4, 701	(100. 0)	3, 645	(77. 5)	910	(19. 4)	79	(1. 7)
1999	4, 716	(100. 0)	3, 631	(77. 0)	875	(18. 6)	122	(2. 6)
2000	5, 728	(100. 0)	4, 532	(79. 1)	1, 059	(18. 5)	134	(2. 3)
2001	5, 140	(100. 0)	3, 927	(76. 4)	1, 066	(20. 7)	130	(2. 5)
2002	6, 471	(100. 0)	5, 303	(82. 0)	1, 025	(15. 8)	143	(2. 2)
2003	5, 406	(100. 0)	4, 473	(82. 7)	835	(15. 4)	97	(1. 8)
2004	4, 692	(100. 0)	3, 813	(81. 3)	753	(16. 0)	126	(2. 7)
2005	5, 055	(100. 0)	4, 175	(82. 6)	755	(14. 9)	125	(2. 5)

《3．1）製造物責任：
～2005年度までの国民生活センターの相談件数》

②身体に拡大損害が生じた相談の商品別・危害内容別件数

身体に拡大損害が生じた相談の商品別件数は表３のとおりである。2005 年度では、「健康食品」に関する相談が最も多く、前年度よりも 124 件多い 747 件だった。

また、身体に拡大損害が生じた相談の危害内容別件数は表４のとおりである。2005 年度では、「皮膚障害」が最も多く、次いで「体調が悪い」「気分が悪い」などの「その他の傷病及び諸症状」が多かった。

〔表 3〕商品別相談件数

2004 年度			2005 年度		
順位	商品	件数	順位	商品	件数
(全 体)		3, 813	(全 体)		4, 175
1	健康食品	623	1	健康食品	747
2	化粧品	551	2	化粧品	594
3	医療用具	245	3	医療用具	272
4	家具・寝具	175	4	家具・寝具	198
5	理美容器具・用品	133	5	飲料	161

〔表 4〕危害内容別相談件数

2004 年度			2005 年度		
順位	危害内容	件数	順位	危害内容	件数
(全 体)		3, 813	(全 体)		4, 175
1	皮膚障害	1, 136	1	皮膚障害	1, 238
2	その他の傷病及び諸症状	940	2	その他の傷病及び諸症状	1, 140
3	消化器障害	542	3	消化器障害	584
4	刺傷・切傷	318	4	刺傷・切傷	300
5	擦過傷・挫傷・打撲傷	281	5	擦過傷・挫傷・打撲傷	259

《健康食品・化粧品、皮膚障害消化器障害が目立つ》

《3．1）製造物責任：～2005年度までの国民生活センターの相談件数》

③物品に拡大損害が生じた相談の商品別・危険内容別件数

物品に拡大損害が生じた相談の商品別件数は表５のとおりである。2005 年度では、「空調・冷暖房機器」（「電気ストーブ」、「ルームエアコン」など）に関する相談が最も多く、次いで「食生活機器」（「電子レンジ」、「食器洗い器」など）に関する相談が多かった。

また、物品に拡大損害が生じた相談の危険内容別件数は表６のとおりである。2005 年度では、「発火・引火」が最も多かった。

〔表 5〕商品別相談件数

2004 年度			2005 年度		
順位	商品	件数	順位	商品	件数
（全　体）		753	（全　体）		755
1	空調・冷暖房機器	70	1	空調・冷暖房機器	91
2	食生活機器	53	2	食生活機器	63
3	自動車	46	3	レンタル・リース・貸借	48
4	レンタル・リース・貸借	44	3	自動車	48
5	他の教養娯楽品	42	5	他の教養娯楽品	42

〔表 6〕危険内容別相談件数

2004 年度			2005 年度		
順位	危険内容	件数	順位	危険内容	件数
（全　体）		753	（全　体）		755
1	破損・折損	60	1	発火・引火	72
2	過熱・こげる	56	2	過熱・こげる	57
3	発火・引火	52	3	火災	55
4	火災	42	4	破裂	47
5	機能故障	35	5	機能故障	35
5	破裂	35			

《3．1）製造物責任：2004年度のPL相談センターの相談件数》

化学製品 ＰＬ相談センター ０５年度 活動報告会
（＝化学製品に関する一般消費者他のＰＬ動向＝）

1．センター　2004年度　相談受付状況
　・426件　　（03年度　508件）　　約16％　減少
　　（ピーク時、　約1000～1100件／年）
《企業の受付 消費者相談窓口へ、直接　コンタクト》
《インターネット／IT情報の入手》
2．現象別
　・体調不良＆傷害『シックハウス症候群』が多い。
　《建材の大幅増加：建築基準法業 シックハウス規制の進行》
　・財産被害
3．消費者の相談比率 年々 ＵＰ（約半数）
【・消費者相談センターが積極的に、ＰＬセンターを紹介】
4．企業の消費者とのコミュニケーション説明不足。
　・対応姿勢、受け手の目線
5．今後の特徴
　・消費者基本法（権利明示）、公益通報者保護法（内部告発）

《参考：アメリカでのＰＬ訴訟　巨額和解と評決の事例》

年	和解評決金額	内容
1996	5000億円（50億ドル）和解	GMクーポン
1997	2200億円（22億50百万ドル）和解	ブレスト・インプラント　クラスアクション
1998	3200億円（32億ドル）和解	ブレスト・インプラント　クラスアクション
1998	20兆円（2060億ドル）和解	煙草医療保険金返還訴訟（46州）
1999	6000億円（49億ドル）評決	GM自動車火災
1999	1100億円　　　和解	東芝パソコン訴訟
2000	4200億円（37.5億ドル）和解	フェンフェン　クラスアクション
2000	15兆円（1448億ドル）評決	タバコ　クラスアクション
2001	3000億円（25億ドル）和解	フォード　リコール和解
2001	3600億円（30億ドル）評決	煙草　個別訴訟
2002	3兆4400億円（281億ドル）評決	煙草　個別訴訟

会員番号 850
三井化学 平松

第44回失敗学会懇談会

40

アメリカでのPL訴訟： L－トリプトファンの例

1. 状 況　L－トリプトファン（健康食品：精神安定、睡眠助長）の常用者に筋肉傷害や血行傷害が発生。
発病者：6000人、 死者：38人　（日本の化学メーカー）
2. 訴訟規模　原告：2000人、和解金：2000億円
3. 原 因　S社のL－トリプトファン中の不純物に起因と推定
1）S社品には、他社品にない不純物を示す分析ピークが存在
2）S社は、発生時期にプロセス変更を実施
・コストダウンのため精製法を簡略化
4. 問題点　プロセス変更に当たり、製品の安全性評価が不十分
特にサンプル出荷時点で当該ピークを指摘されたにも拘らず適切に対応しなかった点が懲罰賠償を問われる結果

◆教訓：製法変更（原材料、製造処方、製造設備等）は要注意
↓ ↓ ↓
・設計審査にて、変更管理でのリスク点検＆対応

デュポンのPL訴訟勝訴の例：PL予防の有効性

1. 商流　デュポン →（テフロン）→ V社 →（埋め込み医療器具）→ 顧客
2. 数百人の被害者がV社とデュポンを訴えたが、V社は訴訟中に破産。
デュポンのみが被告に残された。
（ダウ・コーニング失敗との差異
シリコン豊胸剤での大賠償：倒産）
3. 各州の裁判でデュポンが勝訴
4. デュポンが行なっていたPL予防策
（1）テフロンの埋め込み医療器具向け使用時の危険性に関する文献調査
（2）次の事項をV社に警告
①上記スタディ結果
②テフロンは工業用グレードであり、医療用向けに作られていないこと
③デュポンは繊維材料向けの試験しかしていないこと
④医療器具への適合性はV社の責任で検査、判定すべきこと

PL事例：《PL予防》

◆教訓：安全性情報の確実な提供と責任分担の明確化

【被害の発生】

・1975年以来、潜在被害者数
　約１０万人の女性

【FDAの調査】

・1992年　２３０００件の苦情

・症状　皮膚や手足が腫上がる
　狼そう（皮膚結核症）、
　リューマチ性関節炎

【シリコンジェルが漏れる確率】

《販売時の説明　１％未満》
《実際の状況
　１－９年　約３６％
　10～17年　９６％》

【ダウ・コーニング社の問題点】

①漏れる可能性を知っていた
②公表しなかった
③医師からの苦情を無視

会員番号　850
三井化学　平松

第44回失敗学会懇談会

44

年度(4-3月)	件数(※2)
2005	(※1) 5
2004	11
2003	10
2002	8
2001	15
2000	6
1999	13
1998	11
1997	4
1996	6
1995	1
計	90

年度(4-3月)(※1)	計
2005(※2)	6
2004	8
2003	13
2002	8
2001	5
2000	3
1999	2
1998	1
1997	0
1996	0
1995	0
計	46
構成比(分母は総事案数46件)	

PL認容	PL一部認容	取下・和解	他の責任認容	棄却	計
2	12	10	5	17	46

表2-9 「判決が出た最終審」における欠陥種類別事案数

	製造上の欠陥	設計上の欠陥	指示・警告上の欠陥
認められた欠陥種類	8	10	11
認められなかった欠陥種類	13	19	3
認められた比率	38%	34%	79%

《認定された欠陥は、表示、製造、設計の順》

表2-13 「判決が出た最終審」における認容金額別事案数

認容金額	製造物責任認容事案(※1)数
～100万円	3
101万円～500万円	4
501万円～1,000万円	2
1,001万円～5,000万円	10
5,001万円～1億円	2
1億円～	1
計	22

《製造物責任法による訴訟件数 2005年から1年8月で、10件》

〔表7〕製造物責任法による訴訟 (2005年以降提訴されたもの) (2006年9月1日までの収集分から)

事件名	提訴	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張）
1. 折りたたみ式洗車台脚部座屈傷害事件	2005. 1. 26 京都地裁	傷害を負った男性	折りたたみ洗車台製造会社、販売会社	149万円	折りたたみ式洗車台の上に立って修理作業をしていたところ、突然洗車台脚部最下段の桟が座屈したため転落し、外傷性気胸及び肋骨骨折の傷害を負った。
2. 死亡事故後リコール判明事件	2005. 1. 31 東京地裁	死亡した夫婦の遺族	自動車製造会社、自動車輸入会社、自動車販売会社	3億6086万円	自動車を走行中、制御不能状態になり対向してきた車両と正面衝突し、乗車していた夫婦が死亡、2歳の男児が傷害を負った。
3. 肺がん治療薬死亡事件	2005. 3. 7 大阪地裁	死亡した男性(77歳)の遺族	国、薬製造輸入販売会社	3300万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用（間質性肺炎）により死亡した。
4. 肺がん治療薬死亡事件	2005. 4. 25 大阪地裁	死亡した男性(48歳)の遺族	国、薬製造輸入販売会社	3300万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用（間質性肺炎）により死亡した。
5. 携帯電話低温やけど事件	2005. 6. 2 仙台地裁	やけどを負った男性	携帯電話製造会社	224万円	携帯電話をズボン前面ポケット内に入れて使用していたところ、大腿部にやけどを負った。
6. 原材料金属片混入商品回収事件	2005. 7. 27 甲府地裁 2005. 9. 12 東京地裁移送	和洋菓子等製造販売会社	乳製品製造販売会社	6億241万円	製造工程で使用されていたフィルターの金属片が混入していたバターが納入されたため、それを原材料にして製造販売した菓子の回収・廃棄を行った。

〔表７〕製造物責任法による訴訟　(2005 年以降提訴されたもの)　　(2006 年 9 月 1 日までの収集分から)

事件名	提訴	原告	被告	訴訟額	事件概要（原告主張)
7. 肺がん治療薬副作用事件	2005. 7. 29 大阪地裁	抗がん剤を服用した男性	国、薬製造輸入販売会社	550 万円	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用（間質性肺炎）により咳と高熱が続き、一時的に呼吸ができない状態に陥った。
8. 消防車昇降機落下死亡事件	2005. 7. 29 福島地裁郡山支部	死亡した消防士の子供 4 人	消防ポンプ製造会社	986 万円	消防車昇降機の清掃点検をしていたところ、滑車の止め輪が突然外れ脱落したため、ワイヤーが切断し昇降機が落下、搭乗していた消防士の 1 人が死亡した。
9. ヘアマニュキア脱毛事件	2006. 3. 2 奈良地裁	脱毛した男性	ヘアマニュキア製造会社	441 万円	ヘアマニュキア（酸性染毛剤）を 2 度目に使用したところ、顔の腫れ、頭皮のかぶれ、身体の湿疹等が生じ、頭髪、眉毛が脱毛した。
10. おしゃぶり歯列等異常事件	2006. 5. 31 東京地裁	反対咬合になった女児、母親	ベビー用品販売会社	1001 万円	生後 2 ヶ月から 4 歳頃までおしゃぶりを使用したところ、舌突出癖、口呼吸、顎顔面変形がみられ、発音の発達が遅れた。

ＰＬ事例からの主な教訓

1．特に、米国への輸出製品は注意が必要
- ・ＰＬ訴訟が発生しやすい（訴訟を特に起こし易い）
- ・法規制基準（TSCA、FDA）不適合による罰則、製品回収がある
- ・警告表示不足がＰＬに繋がる
  - ・賠償金額が大きくなる場合がある（陪審制の影響、懲罰視点）

2．医薬品、医療用具（原料も含む）、食品用途、保安部品用途は大きなＰＬ問題に繋がる恐れあり

3．顧客を配慮した取扱説明書、MSDS、警告表示の内容とその確実な提供の必要性

4．安全性評価及び安全対策を充分に行い、用途を制限し、これを契約に明記すること

5．製法変更に注意が必要（変更前後の製品に変化がないか）

6．異物のコンタミに注意が必要

3．3）製造物責任：PL（製造物責任）の状況／日本
《「中小企業ＰＬ保険制度」事故例による傾向の分析》

　中小企業ＰＬ保険制度は、文字通り加入者が中小企業であるため、完成品メーカーよりもむしろ原材料メーカーや請負業の事故が目立っている。

１．原材料メーカーによる事故

　特に、賠償額１００万円を超えるような比較的損害額が大きな事故は、完成品メーカーがエンドユーザーに与えた事故よりも、原材料メーカーが納品した生産物の欠陥により完成品メーカーに与えた損害の事例が数多く見られる。

＜目立つ事例の類型＞

染色・繊維加工業→染料の染み出し、薬品による変質による完成品の損害食品原料メーカー→異物混入による完成品（食品）の損害 包装用品メーカー→食品パッケージ用品（袋、瓶等）の欠陥による、食品の漏出、腐敗、変質

このような事故は、完成品メーカーが大きければ大きいほど損害額が大きくなる可能性があるため、中小企業は事故に備える手段として、小さな負担（保険料）で大きな補償をえることができるＰＬ保険加入がベストであろうと考えられる。なお、過去に起こった事故事例の中には４，０００万円を超えるものもあった。

２．請負業における事故

　また、請負業における事故では、給排水設備工事業、自動車整備業、各種設置取り付け業の事故が目立っている。

＜目立つ事例の類型＞

給排水設備工事→配管を中心とした取り付け不良による水漏れによる損害
自動車整備業→修理ミスによる、修理箇所以外の破損、発火、走行障害等
各種設置取付業→看板、取り付けの強度不足による落下等により周囲の物を毀損　その他では、食品加工、販売業等における食中毒事故、異物混入による消費者の傷害事故が目立つが、それ以外にも多岐にわたっている。
実際に発生した事故を見ると、総じて消費者側からは思いもつかないような事故が発生しており、ＰＬ事故の幅の広さが感じられる。

以　上

事故件数･事故発生率
http://www.jcci.or.jp/pl/2005PLjiko.htm
《中小企業のPL保険請求》
制度発足からこれまでの推移
－03年度は、事故件数･事故発生率ともに前年度に比べ増加している
PL事故件数推移
備金
支払
件
1,200
1,000
800
600
400
200
0
95年度
97年度
99年度
01年度
03年度
会員番号 850
三井化学 平松
第44回失敗学会懇談会
55

《中小企業のPL保険請求》
事故発生率
事故発生率
1.60%
1.40%
1.20%
1.00%
0.80%
0.60%
0.40%
0.20%
0.00%
95年度
97年度
99年度
01年度
03年度
《事故発生：保険請求率は高い。》
会員番号 850
三井化学 平松
第44回失敗学会懇談会
56

1. 完成品メーカー

《中小企業のPL保険請求事例》

業種	支払い保険金（万円）	事故の内容
自動車製造業	11,213	トラックのスペアタイヤが装着不良であったため、走行中に右側後輪の回転が止まり、横転。運転手はトラックの下敷きとなり、重度の怪我を負った。
石油精製業	3,812	誤って配達したハイオクガソリンを、被害者が石油ストーブに給油したため、ストーブから出火。
民生用電気機械器具製造業	3,597	製造した煮炊き用調理器具を使って被害者が炒め物を調理したところ、器具が破裂し1名が死亡。製造者は取扱説明書に炒め物の調理を禁止していなかった。
プラスチック板・棒製造業	2,795	アルカリイオン水供給装置を納入先で使用したところ、据付時の配管ミスによりイオン水が滞溜・腐敗したため、養豚場の豚、約400頭が死亡。
衛生陶器製造業	2,640	製造した屋内設置型の給湯機が漏水したため、建物内装、家財、リース物件等に損害を与えた。
自動車製造業	1,858	製造したトレーラーの車体左後輪付近で出火。トレーラーと積載していた商品が全焼したほか、後続の乗用車に飛び火し、一部を破損させた。
作業用機械製造業	1,798	製造した機器を使って加工した食品に不良品が発生。回収、廃棄した商品の代金、事故により変更を余儀なくされた包装材の製作費および協力工場の作業費などで損害が発生。
民生用電気機械器具製造業	1,117	販売したファンヒーターで製造上のミスがあったため、出火。
業務用電気機器製造業	1,115	冷凍機のメンテナンスで作業ミスがあったため、冷凍機の室温が上昇し、倉庫内で保管していた商品にカビが発生。
金属製品製造業	802	製造したアルミ製階段で、溝に防護対策が講じられていなかったため、左手小指を挟んで切断する負傷事故が発生。

《中小企業のPL保険請求事例》

業種	支払い保険金（万円）	事故の内容
民生用電気機械器具製造業	767	製造した全自動洗濯機が出火し、建物・家財等に多大な損害を与えた。
自動車製造業	750	車両運搬車への積み上げ作業が終了し、作業員が下に降りようとしてワイヤーにつかまったところ、ワイヤ接続構造の欠陥によりワイヤが切断。作業員は転落し、重度の怪我を負った。
製缶板金業	734	製造したビール貯蔵タンクが、液体排出時の圧力変化に耐え切れず内側へしぼんだため、変形・破損。
プラスチック加工機械・同付属装置製造業	709	製造した組立作業ロボットが誤作動を起こし、納入先の金型を変形させてしまった。
衛生陶器製造業	626	製造・販売したユニットバスで、検査不備があったため、浴槽座面に割れが生じ、浴槽内の水が漏出。建物や家財に損害が発生。
民生用電気機械器具製造業	599	製造・販売した即湯器でビスが脱落したため、建物内で漏水。建物・設備に損害を与えた。

《中小企業のPL保険請求事例》

2. 原材料・部品メーカー

業種	支払い保険金（万円）	事故の内容
プラスチック製造業	5,706	樹脂材料の製造過程で本来の成分と異なる溶剤が混入したため、納入先で不良品が発生。
部品製造業	1,500	製造したフィルターに設計ミスがあったため、納入先のライン内で事故が発生。
石油精製業	1,421	製造した潤滑油を使い納入先でポンプ部品を製造したところ、開発・設計に欠陥があったため、約18万個にサビが発生。
発電機・電動機製造業	757	トンネル換気装置用モーターを納入したところ、装置同士が適合せず、隣接する製造機械に損傷を与えた。
プラスチック板・棒製造業	563	製造したラベル用フィルムを納入先で使用したところ、原料の混合割合が不適切であったため、不良品が発生。

《中小企業のPL保険請求事例》

3. 食料品製造・販売

業種	支払い保険金（万円）	事故の内容
でんぷん製造業	3,408	被保険者が製造・納入したスターチで、タンク等に洗浄液が残存したことから、加工製造した冷凍ロースカツから塩素臭が発生。
中華料理店	1,454	飲食店で食事を取った約200名が、鶏卵に付着していたサルモネラ菌により、下痢や発熱、腹痛を訴えるなど食中毒が発生。入院患者も発生した。
香辛料製造業	1,408	山椒の中に異物が混入していたため、納品先で山椒と一緒にパックされた鰻のタレが出荷できなくなった。
水産物卸売業	332	水産物卸業者がウニをホテルに納めたところ、腸炎ビブリオが発生。ホテルの宿泊客46人が食中毒となる。
加工食材製造業	224	鶏肉加工品に製造機械の部品であるゴム片が混入したため、納入先の食品メーカーで製造した食品が不良品となった。
惣菜製造・販売業	99	惣菜の中に小さな木片が混入していたため、歯を破損した。
調味料製造業	32	醤油に異物が混入していたため、この醤油を使用して製造した販売用の食品が不良品となった。
菓子製造業	16	せんべいの中に石が混入していたため、歯を破損した。

4. 請負業者

《中小企業のPL保険請求事例》

業種	支払い保険金(万円)	事故の内容
一般土木建築工事業	4,515	地盤改良工事を行なったところ、施工不良のため、地盤沈下現象や床面に亀裂が発生。
自動車・自動車エンジン再生業	3,196	重量特殊運搬車(工作機械を搭載)でブレーキ部分が出火。同車と積荷が全焼した。
機械器具設置工事業	2,173	納入した冷凍庫に設計ミスがあったため、天井上部に発生した結露の重量に耐え切れず吊りボルトが抜け落ち、天井が崩落。
機械器具設置工事業	2,146	ガスタービン装置を据え付けたボイラーの水管が腐食し、水漏れが発生。
機械器具設置工事業	2,117	定期点検・修理を請け負った化学工場で、定期修理の際交換した製品に繊維状の異物が混入。
一般土木建築工事業	2,112	施工ミスにより、建設した事務所兼店舗に漏水が発生。内装や商品に損害を与えた。
一般電気工事業	1,699	電気設備工事の一部を請け負ったが、作業ミスのため、工事後、浄化槽室内で漏水が発生。
建築工事業	1,495	製造したドラムで、口部栓に不具合があったため、ガス漏れが発生し、製品に損害を与えた。
一般電気工事業	1,334	豚舎新築に伴い警報装置の配線工事を行ったところ、配線ミスのため警報装置が機能せず、非常事態に気付かなかったことから、豚舎の豚が窒息死。
特定貨物自動車運送業	1,140	タンクローリーから積載品の荷下ろしを行った際、磨耗したポンプのギアから発生した金属切粉等が混入したため、不良品が発生。

《中小企業のPL保険請求事例》

業種	支払い保険金(万円)	事故の内容
冷凍機・温湿調整装置製造業	1,070	工場建物を建設したところ、支持杭の施工をしなかったため、床面が沈下し、損害を与えた。
海上輸送業	1,000	2つの機械を梱包して海上輸送したところ、乾燥剤を入れ忘れたために、機械内部に結露が生じ錆びが発生。
メンテナンス業	957	ディーゼル発電機のメンテナンス業務を行ったところ、新しいエアフィルターを取り付けなかったため、発電機内に異物が混入し、内部が損傷。
各種商品卸売業	880	屋根瓦の葺き替え工事を行ったところ、作業ミスにより電線が過熱し、屋根から出火。
一般土木建築工事業	816	マンションの建造中、シーリング剤と表面塗装剤の適合性チェックを怠ったために、施工後塗装面でべたつきが発生。
一般土木建築工事業	811	設置したサービスタンクで、送油ポンプの使用を設計図通りにしなかったことなどから、タンクから重油が漏洩。
特定貨物自動車運送業	797	給油所でタンクローリーから荷降ろしの際、誤って重油を漏洩。隣接する水田に油膜が広がったため、当分の間、農作物の栽培が不可能になった。
建築工事業	720	製造・販売した簡易水洗便器から水が溢れ、住宅の広範囲にわたって漏水が発生。
給排水・衛生設備工事業	658	給排水設備工事の引き渡し後、本来、蒸気が入らない給湯配管に蒸気が入ったため、各所で漏水が発生。
機械器具設置工事業	622	ポリエチレン製造装置を分解点検したところ、作業ミスにより混練機入口軸封部から樹脂が漏出。
塗装業	500	食料品製造工場で冷風送風機に塗装したところ、塗装片が剥離し製品に混入。納入先の製品が販売不能になった。

《中小企業のPL保険》

PL事故は経営の一大事！全国7万事業者が加入！

平成7年から「製造物責任法(PL法)」が施行されています。
自社の製造･販売商品や作業が原因でおこる人身･物損事故、いわゆるPL事故は、意外なところから発生し、高額の損害賠償を請求されることがあります。

⇒「PL法」とは？

⇒PL事故事例

商工会議所では、中小企業のための、一般商品より割安な **PL保険** をご用意しました。

PL保険とは＞＞＞

本制度に加入した中小企業の皆様が製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の者を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことについて、皆様が法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払するものです。 **⇒中小企業PL保険におけるPL事故件数･発生率**

↓ご覧になりたい項目をクリックしてください

メリット	ご加入の条件	保険商品タイプ
補償の内容	保険料	保険の更新
お問合せ･お申込み		

補償の内容

保険の対象

・保険金の支払対象

i	法律上、被害者に支払うべき損害賠償金
ii	他人に対する求償権の保全または行使のために要した費用
ii	万一訴訟になった場合の弁護士費用などの争訟費用
iii	被害者に対する応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用

※保険金のお支払にあたっては、示談金額、その他費用につき保険会社の承認が必要となります。

・ただし、次のような場合は保険金をお支払できませんのでご注意ください。

i	故意または重大な過失による法令違反
ii	天災に起因する事故
iii	製造、販売した製品自体を修理･取り替える費用や、行った仕事の目的物自体を補修する費用(他人の生命や身体を害するような人身事故や他人の者を壊したりするような物損事故が発生した場合を含みます)
iv	日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償事故 ⇒海外での事故には**商工会議所海外PL保険**が対応します
v	遡及日(本制度に最初の加入した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入した日)以前に発生したPL事故

【ＰＬ保険の概要】

●海外 PL保険とは？

貴社が製造、または販売(輸出)した製品が原因となって、他人の生命・身体を害し、または当該製品以外の財物を損壊したとして、貴社が損害賠償請求を受けた場合、貴社に代わって、その訴訟の受け付け時点から解決に至るまでの一切の対応手続き、賠償金の支払い、さらに訴訟費用までをトータルにお引き受けする保険、それがPL保険です。

Q ISO導入は効果がある？

《ISO導入はリスク低減効果》

A 製品安全対策の一環としてCEマーキング、ISO9000S、14001への取り組みを最大限に評価し、保険料の割引として反映させていただきます。

✦貴社の製品安全対策の取り組みが料率に反映されているか。

例: ISO9000S ・CEマーキング

ＰＬ対策優遇制度導入

以下の国際認証基準適合企業は、各々10％、合計で30％優遇割引きが適用となります!!!

〇CEマーキング
〇ISO9000S
〇ISO14001

会員番号 ８５０
三井化学 平松

第４４回失敗学会懇談会

65

欠陥種類別件数割合
指示・警告上
の欠陥
設計上の欠陥
7%
14%
製造上の欠陥
79%
出典：「三井海上クレームデータベース」
会員番号　850
三井化学　平松
第44回失敗学会懇談会
67

4．企業の取り組み　ＰＬを予防する
製造物責任予防とは
設計上の対策
製品安全
製造上の対策
PS：Product Safety
警告上の対策
製造物責任予防
顧客にとって安全な製品を作るための活動
PLP：Product Liability Prevention
製造物責任防御
PLD：Product Liability Defense
訴訟を提起された場合及びそれに備えて、
「適切な記録保存」や「ＰＬ保険」等の
事前の対策
会員番号　850
三井化学　平松
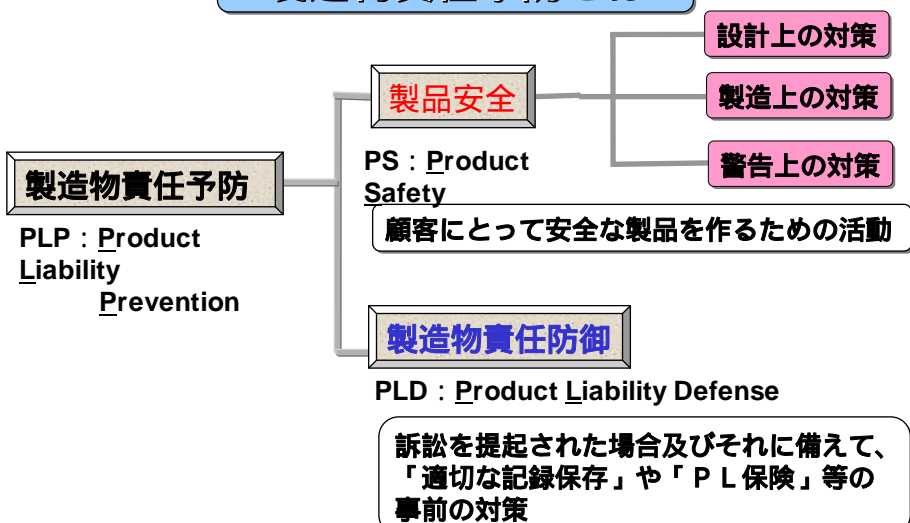
		設　計	製　造	警告･表示
マネジメント	仕組み	社則（品質管理規則他）・責任及び権限		
	教　育	法令遵守教育・品質管理教育		
	監　査	事業部・工場・生産委託先・物流委託先・購買先		
製品安全 PS	研　究 開　発	用途把握 安全性評価、安全対策		
	製　造		品質確保	
	流　通			安全性情報提供
PL防御 PLD	責任分担	顧客・生産委託先・物流委託先・購買先との契約締結		
	文書管理	作成・承認・保管・廃棄		
	苦情対応	初動対応・原因究明・再発防止		
	PL保険	保険の付保		

4．ＰＬを予防する

警告・表示で注意すべき表現

不適切な表現	好ましい表現
誤使用を誘発する恐れのある表現 【例】 電源を切らずにコンセントを抜かないでください。 【例】 本製品をA製品と混合する前にB製品と混合しないこと。	・電源を切った後からコンセンを抜いてください。 ・本製品とA製品を混合した後にB製品と混合すること。
過度の保証を謳う表現 【例】 他の化学製品と混合使用しても**絶対安全**です。	・○○製品と混合使用しても安全です。
あいまいな表現 【例】 低い場所に置かないでください。	・小児の手の届くところに置かないでください。
難解な表現 【例】 皮膚感作性があります。	・アレルギー症状を生ずることがあります。
安全性に対する断定的な表現 【例】 ◆**人畜無害**な製品です。 ◆**非毒性**の製品です。	・本製品を安全に使用するために説明書の指示に従ってください。

「カタログ類の作成ガイドライン」を参照

表示の対応

＝ＰＬラベルの見本＝

＊法定表示に加え、

【記載内容：ＰＬ関連】
- 警告
- 取扱上の注意
- 保管方法
- 応急処置
- 漏洩時の応急処置
- 消火方法
- 廃棄／廃容器の処理
- 参考情報

４．ＰＬを予防する

顧客との契約締結

◇「用途」と「保証」の限定がポイント

1．適用範囲
2．品質規格
3．用途
本製品の使用用途は、○○に限るものとします。
4．保証
XXX社は、本製品が第２項の品質規格を満足する事のみを保証し、特定用途への適合性、特定用途使用時の安全性等、その他一切の保証をいたしません。
（管理レベルとの整合が大事）
5．品質保証期間

初期対応のために

《異常を見分ける＝定常との差異を検知できる》

1）日頃から苦情の傾向を把握しておく（傾向管理）
・同一製品（類似製品）で再発していないか？
・同一苦情が発生していないか？
・いつもと違う？
《変化点管理》
・変更　原材料、プロセス（処方）、設備、人
・久しぶり生産、老朽更新、定期修理後、その他
2）ＰＬリスクの高い用途での苦情に注意する
・特に健康被害につながるもの
3）三現主義（現場、現物、現状）でトラブル状況を迅速に把握する

ＰＬ未然防止のために　その１

１．製品の用途・使用条件を把握して下さい
・安全性評価、安全対策のベースになる

２．顧客との責任分担を明確にして下さい
・納入仕様書の締結など

３．ルールに沿って活動して下さい（日常管理）
・安全性評価（新製品開発、新規用途開発、製法変更）
・安全性情報提供（ＭＳＤＳ、ラベル、イエローカード、技術資料、取扱説明書、カタログ、パンフレットなど）

４．購買先、委託先（製造、物流）を管理して下さい

５．顧客の苦情に誠意を持って対応して下さい
・危ないと思ったら直ちに報・連・相

６．ＰＬリスクを考慮して活動して下さい
・ＰＬに無縁な製品はありません

４．《PL事故防止：PL（製造物責任）法》教育のまとめ

1.法律の目的、背景を理解する

2.リスク予防がポイント
①標準化
②異常に気付く（検知）
③事前にリスクを検出、対策をとる（変更管理、FMEA）

3.危機管理を想定し、対応する
①発生時の最小化、②記録の維持

4.組織風土＆文化を適正に維持
①行動指針ガイドライン
②技術者倫理

ＣＳＲを
行動の原点とする

○消費者団体訴訟制度の必要性
・消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生。
・個々の消費者は事後的措置で救済されても、他の消費者は被害を受ける可能性。
・被害が広がる前に、事業者による不当な勧誘・契約締結を抑止する必要。
現行
制度導入後
直接被害を受けていない消費者に差止請求権は認められていない
消費者団体の事業者への改善申入れは、法的裏付けがないため実効性において限界
消費者全体の利益擁護のために、適格消費者団体が差止請求権を行使
消費者団体訴訟制度の導入
○ 法律で、
以下の要件を満たす消費者団体(適格消費者団体)に、
・法人格
・団体の目的
・活動実績
・事業者等からの独立性
・組織運営体制、人的基盤、財政基盤
・反社会的存在等の排除
消費者契約法に規定される不当な行為に対する差止請求権を付与
○ あらかじめ行政が適合性を判断
○ 事後的にも適合性が維持されるよう一定の措置(更新制、立入検査・取消し等)
○ EUでは我が国に先駆け導入
○差止訴訟
訴訟手続について、原則、民訴法の規定に従いつつ、制度の特色を踏まえ、所要の措置。
消費者被害の未然防止・拡大防止
事前交渉
差止判決
⇒ 問題解決
会員番号 850
三井化学 平松
第44回失敗学会懇談会
81

○消費者団体訴訟制度の効果
現行
消費者団体
被害情報
自主的な改善申入れ活動
(限界あり)
消費者
不当行為
事業者
制度導入後
適格消費者団体
被害情報
差止請求権の行使
・事前交渉
・差止訴訟
拡大
被害
防止
消費者
事業者
会員番号 850
三井化学 平松
第44回失敗学会懇談会
82

《全国消団連 ＰＬオンブズ会議　ＰＬ法制定１０周年記念報告会》

三菱自動車等最近の製品の安全性をめぐる事件の多発、
＝製造物責任法の改正･安全行政の強化を求める提言＝

（1）ＰＬ法上の責任を追及しやすくするため、証拠開示制度を改善し、欠陥や因果関係の推定規定を導入し、リコール隠しのような悪質な企業には欧米のように懲罰的賠償を命じる必要があります。　私たちは、すでに２００２年にこれらを盛り込んだPL法の改正案を提案しています。

（2）製造物の安全の確保は、消費者の生命･身体の安全に関わる問題であり、行政による事前規制は欠かすことができません。事故情報の収集や、それに伴うリコール制度を見直し、危険な欠陥商品が消費者によって購入・使用されることのないようにします。

《製造物責任法の改訂案：消費者団体連合会ＰＬオンブズ会議》

条項	改正案：追加･削除	NOTES
（定義） 第2条	製造物：流通におかれた全ての動産及び不動産	欠陥住宅、地盤沈下他の救済
（製造物責任） 第3条	第3条の2（欠陥の推定） 第3条の3（因果関係の推定） 第3条の4（開示） 第3条の5（付加金）	故意の欠陥、証拠隠しへの対応 同上 雪印、三菱自動車等のモラル劣悪への付加金（懲罰）
（免責事由）	一号削除	開発詭弁の抗弁を認めない（欧米に合わせる）
	第7条（消費者団体訴権）	被害者救済と抑制に効果
	第8条（公益通報者の保護）	公益通報者保護法の上乗せ
附則	第1条（消費者団体の定義） 第2条（みなおし）	ＥＵ他、国際的な流れ

6、今後の『製品安全』を巡る課題：視点

拡大損害発生時の消費者保護
＝製造物責任法＝

有用性の実現とリスクの最小化

設計・製造
＝品質保証・品質管理＝
＝失敗の修正＝

技術者倫理

消費者基本法
『製品安全』他
法体系の目的の
共有化と実現

《社会との接点：ＣＳＲ、コミュニケーション》

《参考資料》

１．製造物責任法　全文

２．国民生活センター　定期広報資料

・相談状況、製造物責任法の情報

・製品リコール社告他

３．内閣府国民生活局

４．各種出版物

参考資料

製造物責任法(ＰＬ法)条文

（目　的）
第一条　この法律は、製造物の欠陥による人の生命、身体又は財産に係わる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。
2　この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。
3　この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
一　当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という）

参考資料

製造物責任法(ＰＬ法)条文

二　自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等を表示した者
三　前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者
（製造物責任）
第三条　製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。
（免責事由）
第四条　前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

参考資料

製造物責任法(ＰＬ法)条文

一　当該製造物をその製造業者等が引き渡したときにおける科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。
二　当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用される場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

（期間の制限）
第五条　第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。
２　前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

参考資料

製造物責任法(ＰＬ法)条文

（民法の適用）

第六条　製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

第1章 米国の製造物責任
第2章 米国の訴訟制度
第3章 米国PL訴訟の件数・金額
第4章 新しいタイプの巨額和解・評決
第5章 米国のクラスアクション
第6章 大規模不法行為訴訟とクラスアクション
第7章 事例から学ぶ教訓
第8章 PLのリスクマネジメント
第9章 現代的リスクマネジメントの可能性

自動車、L-トリプトファン、パソコン、ファイアストン事件…。米国で相次ぐPL訴訟･クラスアクションの脅威とその教訓、日本企業における現代的リスクマネジメントの可能性を説く。